


所管部課		会計課		部長		田代 雄己		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について						
		区分	○	1	審議事項		2	報告事項
関係事項	条 例 規 則							
	部 課 機 関	高齢介護課 保険年金課 都市計画課 区画整理課						
1 要 旨								
(1) 改正理由								
① 介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、コンビニエンスストアでの収納を実施することに伴い、私人に委託することができる事務の一部を改正する。 ② 事務の見直し及び組織改正に伴い、別表に定める高齢介護課及び都市計画課の出納員の担当事務に必要な事務を追加する。 ③ 改元に伴い文言整理を行う。								
(2) 主な改正内容								
① 第37条の収納事務を委託することができる事務に、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の項目を追加する。それに伴い第38条、第124条の文言整理を行う。 ②-1 別表中、高齢介護課の担当事務に老人ホーム措置費一部負担金の項目を追加する。 ②-2 別表中、都市計画課の担当事務に土地区画整理法に基づく清算金及び保留地売買代金精算金の項目を追加する。 ③ 第1号様式の元号部分を整理する。								
(3) 施行日								
公布の日 ただし②-2は平成31年4月1日								
(4) 影響及び効果								
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料のコンビニエンスストアでの収納が可能となり、市民の利便性が向上する。 ・各課の事務に即して、当該規則の整合性を保つことができる。 								
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)								
文書課にて事前審査済み								
3 留意事項 (問題点等)								
4 主管部処理案 (検討結果等)								
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。								
5 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。